

VI 新庁舎の整備方針について

1 新庁舎の規模について

(1) 新庁舎の対象職員数 ～規模算定に参入する職員数(部・課)～

整備規模の考え方については、職員数を基本に「新たに求められる機能」を加え検討することになりますが、今後の社会状況の変化や政策などによって、「組織や職員数」の変動が生じることから、絶対的な「基準年度及び職員数」を特定することは難しいものと考えられます。

しかし、現庁舎の老朽化や耐震性の状況など、利用者の安全面や防災拠点機能を考慮すると、早急に対応する必要があることから、早期の完成を目指し、平成26年を基準年度として、職員数を想定します。

なお、職員数については、「鹿沼市職員定数条例」や「定員適正化計画」、さらに「再雇用制度」を踏まえて想定し、新庁舎に入る部局を、現在の本庁舎の本館、新館及び東館にある組織と分散している部課をワンフロアとして集約した場合の数とします。

① 新庁舎対象職員数(概数)について ～規模算定に参入する部署～

①-1: 【現庁舎(本館・新館・東館)における各部課及び職員数】

⇒嘱託職員・非常勤職員・臨時職員を含んでいます。

棟階数	<本館> ～3階(一部4階)～	<新館> ～5階～	<東館> ～3階～
5階		経済部：産業振興課・観光交流課・農政課・林政課 選挙管理委員会・監査委員会 農業委員会	
4階	一部居室	都市建設部：都市計画課・土木課・道路維持課・区画整理課・建築課・建築指導課	
3階	総務部：総務課・企画課・人事課・水資源対策課	総務部：総務課 浄書室 会議室等	財務部：契約検査課・庁舎整備準備室
2階	総務部：秘書課 議会事務局	総務部：情報管理課 財務部：財政課 市民部：生活課・市民活動支援課・人権推進課	教育委員会：教育総務課・学校教育課・総合教育研究所
1階	財務部：財産管理課・税務課・納税課 市民部：市民課・保険年金課 保健福祉部：厚生課・子ども支援課・障がい福祉課 会計管理者：会計課	保健福祉部：高齢福祉課・介護保険課	都市建設部：道路維持課(維持班) (車庫)
課計	14課1局(238人)	17課3局(205人)	3課1室1所(60人)



本館・新館・東館における職員数は、「503人」(H26年度)と想定します。

① -2 : 【ワンストップサービスを基本にワンフロアーに集約する部課及び職員数】

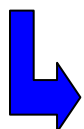
- ◇貝島西区画整理事務所：都市建設部 貝島西区画整理事務所（3人）
- ◇駅西区画整理事務所：都市建設部 駅西区画整理事務所（8人）
- ◇市民文化センター：教育委員会 文化課（10人）
- ◇フォレストアリーナ：教育委員会 スポーツ振興課（7人）



上記による職員数は、「28人」（H26年度）と想定します。

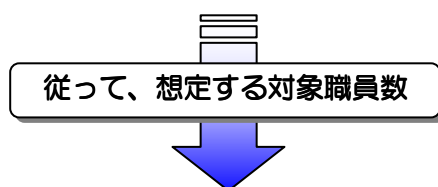
① -3 : 【特別職】

- ◇市長、副市長、教育長



上記による特別職数は、「3人」（H26年度）と想定します。

上記の①-1、①-2、①-3により、新庁舎における対象職員数（特別職等含む）は、次のとおりとします。



◆新庁舎の職員数（特別職・嘱託職員・非常勤職員・臨時職員含む）は、「534人」と想定します。

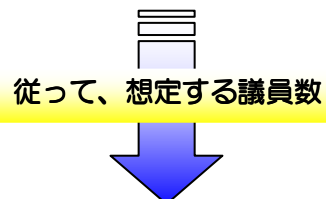
■ なお、現在の施設機能のままで業務を行う部局は、次のとおりとします。

- ・・・市民情報センター（保健福祉部 健康課・生涯学習課）
- ・・・下水道事務所（環境部 下水道課・下水道施設課）
- ・・・クリーンセンター（環境部 環境課・清掃課）
- ・・・水道事務所（水道部 水道業務課 水道施設課）

(2) 市議会議員数の考え方

議員の数については、地方自治法に基づく、鹿沼市議会議員定数条例により定められています。

平成26年4月現在、本市の議員定数は、「26人」であり、今後の人口減少や社会情勢による議員定数の変動が考えられますが、将来予想も難しいことから平成26年度を基準年度とします。



◆新庁舎の市議会議員数は、「26人」と想定します。



(3) 必要面積の算定方法

庁舎の持つ機能を踏まえながら「想定職員数」を前提に、庁舎の規模を算定する手法として、次の方法が考えられます。

総務省『地方債事業費算定基準』による方法

市町村人口規模ごとに面積査定基準が示されており、地方自治体による庁舎規模算定の標準的な方法であることから、新庁舎規模の概算算定には最も適切であります。

⇒職員数を基本とし、一般職員1人当たり4.5㎡を乗じて求めます。

⇒倉庫は事務室の面積の13%、会議室や便所等の付属面積は、職員1人当たり7㎡と定められています。

⇒廊下、階段等の面積は、事務室、倉庫及び付属面積の合計の40%。

⇒議会関係諸室は、議員1人当たり35㎡とされています。

国土交通省『新営一般庁舎面積算定基準』による方法

国の官庁施設に関する基準であることから、市民サービスや議会機能を抱える地方自治体の庁舎規模の算定に使用するためには、これらの部分を個別に積上げて規模を算出する必要があります。

⇒職員数を基本とし、一般職員1人当たり4㎡を乗じて求めます。

⇒倉庫は事務室の面積の13%、会議室は10人ごとに4㎡を乗じて求めます。

⇒廊下、階段等部分は総面積に35%を乗じて求めます。

他の自治体を参考に算定する方法

最近、他市で建設された庁舎、また、建設中及び設計中の庁舎の面積から、本市の庁舎の面積を算定します。

⇒近年に建設された庁舎の延べ床面積から本庁舎職員1人当たりの面積を求めると、最低は19.49㎡、最高は49.55㎡、平均で32.38㎡となっている。(別添資料のとおり)

◆上記の各方法により、算定した新庁舎の規模は、次のとおりです。

総務省『地方債事業費算定基準』により算定した場合・・・約13,231㎡

国土交通省『新営一般庁舎面積算定基準』により算定した場合・・・約13,724㎡

他の自治体を参考に算定した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・約17,290㎡

(4) 市民サービスの充実に伴う必要面積の算定 ～付加する必要面積～

前項(3)における必要面積の算定については、庁舎が単なる行政事務のオフィス及び議会の場合であると想定しています。

今日の庁舎には、基本的機能のほか「防災拠点機能」や「市民利用機能」など、さまざまな機能が求められているため、この面積に、そうした必要な面積を付加して庁舎規模を定める必要があります。

<「求められる機能」のうち、特に床面積が必要な機能>

防災拠点としての機能



- ・本部会議室（平常時は会議室として使用）
- ・仮眠スペース
- ・救済や緊急医療等の活動がスムーズに行えるスペース（平常時は食堂スペース等の多目的スペース）
- ・防災倉庫
- ・緊急物資の備蓄倉庫
- ・避難者対応スペース
- ・総合相談窓口の設置スペース

想定面積計：175㎡～ 600㎡

来庁舎の利便性を高めるための機能



- ・エントランスホール（来庁者が快適に過ごせるオープンな待合スペース）
- ・売店（コンビニエンスストア等）
- ・ATMコーナーの配置
- ・相談業務を所管する部局に「相談室」の設置
- ・誰もが入りやすい、きれいな「おもてなしトイレ」の設置
- ・洋式トイレ及び多目的トイレ（各フロア）
- ・授乳室（各フロア）
- ・キッズスペース
- ・住民票・印鑑証明等の自動交付機の設置スペース

想定面積計：56㎡～1,120㎡

市民との協働・まちづくりを進めるための機能



- ・多目的スペース（来庁者の憩いの空間や行政事務「確定申告、期日前投票」で活用）
- ・市民ふれあいホール（フリーマーケット等のイベントや展示会等）
- ・市民活動支援スペース（市民が利用できる会議室等）
- ・子供連れの来庁者のための子供広場（一時預り所「託児所」）
- ・市認定ブランド品や特産物の「展示・販売コーナー」
- ・レストラン（食堂）、軽喫茶コーナー（カフェ等）スペース
- ・市政情報コーナー

想定面積計：180㎡～1,341㎡

議会運営を進めるための機能



- ・議席、傍聴席、執行部席のバリアフリー化及び車いすでの傍聴スペースの設置
- ・傍聴席のスペースの拡大と増席
- ・コンサート等で市民に開放できる議場スペース
- ・常任委員会が複数同時開催できる会議室の設置（2室以上が一体利用を可能とする）
- ・委員会室における傍聴スペースの設置
- ・正副議長室、議会図書室等、議会活動に必要な諸室の設置
- ・議場、委員会室に隣接して対応職員の控室の設置

想定面積計：103㎡～ 580㎡

行政事務を効率的に行うための機能



- ・打合せ、作業スペースの設置
- ・ランチルーム（各事務室毎）
- ・共有会議室の設置（各フロア）
- ・書類等の収納、倉庫スペース（執務スペース内）

想定面積計：0㎡～300㎡

高度情報化に対応するための機能



前項（3）の算定方法による基本面積で対応します。

想定面積計： — ㎡

環境と共生するための機能



前項（3）の算定方法による基本面積で対応します。

想定面積計： — ㎡

庁舎維持管理・セキュリティに必要な機能



前項（3）の算定方法による基本面積で対応します。

想定面積計： — ㎡

従って、上記の平均値により、付加する必要面積

◆防災拠点や市民利用機能など市民サービスの充実に伴う必要な面積は、「約2,000㎡」と想定します。

(5) 新庁舎の規模

新庁舎の整備規模（必要面積）については、職員数等による算定方法を基本に検討し、市民サービスの充実など「新たに求められる機能面積」を付加しながら適切な規模を算定します。

＜新庁舎規模の算定＞

新庁舎の規模算定については、前項（3）により、市町村の人口規模ごとに面積算定の基準が示され、庁舎規模を算定する際に標準的な方法である「総務省地方債事業費算定基準」の算定方式が、概算算定には最も適切であると考えられます。

従って「総務省地方債事業費算定基準」により算定した面積を基準とします。

そして、前項の（4）により、防災拠点や市民利用機能など市民サービスの充実に伴う必要面積を付加して求めます。

◆総務省地方債事業費算定基準により算定した面積	: 13,231㎡
◆防災拠点や市民利用機能などに必要な面積	: 2,000㎡

従って、新庁舎の必要面積

◆新庁舎の規模については、「約15,000㎡」程度を上限と想定します。

＜参考資料＞

現庁舎施設規模（本庁舎・新館・東館）

【敷地面積】：10,243㎡：（本庁舎 9,386㎡・東館 857㎡）

【床面積】：8,961㎡：（本館 4,142㎡・新館 3,417㎡・東館 1,402㎡）

【建築面積】：3,655㎡：（本館 1,984㎡・新館 941㎡・議会 280㎡・東館 450㎡）

(6) 将来人口と新庁舎における職員数の考え方

本市の人口は、昭和40年代から一貫して増加していましたが、平成13(2001)年3月をピークに少子化などの影響により、減少が続いています。

特に、年齢構成別では、年少人口(0歳～14歳)の減少が顕著となる一方、平均寿命の延伸など、老年人口(65歳以上)の割合が高まり、今後ますます高齢化が進展するものと思われます。

新庁舎の規模算定時の人口及び正規職員数並びに新庁舎に入ると想定される部局の職員数は次のとおりであります。

＜平成26年(2014)4月現在＞

【推 計 人 口】：99,815人
 【正 規 職 員 数】： 905人
 【新庁舎に入ると想定される部局の職員数】： 約534人(特別職3人・嘱託職員・非常勤職員・臨時職員を含む)

新庁舎の完成及び供用開始時(目標年度：平成32年度)頃の人口は、第6次鹿沼市総合計画「ふるさと かぬま『絆』ビジョン」の“人口の推移”によると、平成33(2021)年には「97,000人」で、平成26年(2014)4月(新庁舎の規模算定時)と比較すると「2,815人」の減少と予想されます。

◆ ～～参 考～～ ◆

＜第6次鹿沼市総合計画における人口・世帯数の推移＞

項 目	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成28年	平成33年
総 人 口	101,097	104,019	104,764	104,148	102,357	100,100	97,000
世 帯 数	27,886	30,571	32,291	33,837	34,943	36,670	37,450
一世帯当人数	3.63	3.40	3.24	3.08	2.92	2.73	2.59

※総人口は、国勢調査の確定値である。

※推計人口はコーホート法を用いて推計している。

また、同じく平成33(2021)年における職員数については、地理的な要件や政策などにより、人口減少と比例して減少する訳ではありませんが、ある程度減少するものと考えられます。

この時点の職員数は、鹿沼市定員適正化計画に基づくと「878人」と推計できます。その内、新庁舎に入ると想定される部局の職員数は、約517人であり、規模算定時の職員数より、17人少なくなります。

この職員数により、新庁舎の規模を算定すると面積的には、約257㎡の減少となりますが、調整の許容範囲と考えます。

従って、新庁舎の完成及び供用開始時点（目標年度：平成32年度）において、人口及び職員数の減少から新庁舎の規模を考察すると大きな影響はないと思われま

しかし、新庁舎の供用開始後、さらに少子化が進展するなど、さらなる社会経済情勢の変化により、人口の減少は続くものと考えられます。

平成52年（2040年）には、厚生労働省（国立社会保障・人口問題研究所）によると本市の人口は、「79,848人」となると公表されています。その時点の正規職員数は、768人と推計されます。

その内の新庁舎における職員は、452人（82人減）と想定され、新庁舎の規模を算定すると面積的には、約1,435㎡が余剰になることが想定されます。

新庁舎については、今後、数十年以上使用することになりますが、組織の改編や職員数の減少などの可能性があるため、将来の施設利用状況を見据えた基本計画や設計の検討が必要になると思われま

特に、各室等の用途が、フレキシブルに変更できるよう柔軟に対応できる施設機能の検討が必要であります。

人口と職員数による新庁舎規模（必要面積）の推移

項 目	H26年(2014年) 新庁舎規模算定時	H33年(2021年) 新庁舎供用開始時	H52年(2040年) 供用開始後約20年後
総 人 口	99,815人	97,000人	79,848人
市全体職員数	905人	878人	768人
新庁舎職員数	534人	517人	452人
新庁舎の規模	15,231㎡	14,974㎡	13,796㎡

※新庁舎の規模は、総務省「地方債事業算定基準」による算定表の数字であるとともに、「市民サービスの充実に必要な面積」を付加したものである。

(7) 部局（部・課等）の配置における基本的な考え方

各部局の配置にあたっては、市民サービスの向上や行政の事務効率の向上を図るため、現庁舎の本館、新館、東館にある各部局を統合し、“ワン部局ワンフロア”を基本に配置しながら、充実した“ワンストップサービス”が提供できるよう次のとおり整理します。

特に、各部局の業務内容を踏まえたうえで、業務連携が必要な部局については、連携が容易となるよう配置します。

低層階における基本的な視点

- ☛市民の利用頻度が高い「窓口業務」をはじめ、「相談業務」や「情報提供」などを所管する担当課等については、できる限り低層階のエリアに配置することが望ましいと想定します。
- ☛災害時の避難スペースとして、また、イベント交流の場や待合スペースとしての利用を想定した「エントランスホール」の配置、また、申告受付や期日前投票などに利用できる多目的に利用できるスペース等の配置が必要であると考えます。
- ☛より市民サービスの向上を図るための総合案内所やATMの設置をはじめ、総合的な情報提供コーナーや食堂・売店等の配置も考えられます。
- ☛市民が気軽に立ち寄れる機能を配置することで、まちの賑わいを創出し、まちの活性化に寄与するスペースの配置が想定されます。
- ☛防災拠点としての機能として、避難スペース、防災備蓄倉庫、非常用発電設備、雨水貯留層、給水貯留層などの設備の配置を考える必要があります。

中層階における基本的な視点

- ☛日常的な窓口業務を有しない政策や防災など総務・財務を所管する関係部局については、中層階に配置することが望ましいと想定します。
- ☛市長室や副市長室、また、政策決定用の特別会議室等については、隣接して中層階に配置することが望ましいと考えます。
- ☛議会機能については、議決機関として独立性を保つとともに、傍聴・情報提供機能を充実するなど、市民に関かれた議会施設となるよう配慮し、中層階に配置することが考えられます。

高層階における基本的な視点

- ☛ 比較的に市民の利用頻度が低い窓口業務を所管している担当課等については、高層階を中心に配置することが望ましいと想定します。

共通事項における基本的な視点

- ☛ 市民の利用スペースと執務スペースを区分し、市民の動線と業務上の動線を分離した配置計画の検討が必要であります。
- ☛ エレベーター及び階段の配置には十分に配慮するとともに、各階のレイアウトに合わせた会議室、倉庫スペースの配置が必要であります。
- ☛ 執務室については、オープンフロア、フリーアクセスフロアを基本とし、組織の改編や業務内容の変化にも柔軟に対応するとともに、関係課や職員間のコミュニケーションが図りやすい効率的な執務空間となることが望ましいと想定します。
- ☛ 日常的に必要な打ち合わせスペースを執務室内に配置することや、多様な会議に対応できるように、柔軟に間仕切りの変更が行える共用会議室を各フロアーに設置することが必要であります。
- ☛ 福利厚生施設として、新庁舎には、職員が健康を維持し、職務を円滑に進められるように、休憩室や更衣室などを設置することが必要であります。
- ☛ エレベーターや廊下、階段など動線部分をはじめ、市民スペース、執務室、議場、トイレなど、庁舎全体においてユニバーサルデザインの推進に努めることが必要であります。

(8) 駐車場の規模

新庁舎の駐車場については、来庁者用として約150台の確保を目指します。
 なお、公用車用駐車場は、周辺市有地の活用を検討します。

また、公共交通機関の利用をはじめ、自転車や徒歩などによるコンパクトシティのまちづくりを推進するとともに、高齢社会への対応や環境負荷の軽減のため、公共交通の利便性向上に努め、来庁者にはリーバスや路線バスなどの利用を促進していきます。

さらに、コミュニティセンターにおける窓口業務等の充実による利用促進を図るとともに、窓口業務をはじめとする市民サービスの迅速化や市庁舎外における証明書などの自動交付機設置の拡大を検討しながら、駐車滞留時間の短縮を図り、限られた駐車場の利用効率を高めます。

特に、駐車場の配置については、リーバス等の敷地内への導線や使いやすい区画割の配置を基本に、周辺道路の良好な交通環境を確保するため、円滑に入出できる駐車場形態の検討を行います。

駐車場規模算定

【来庁者用】：150台

所轄人口：70,000人（30,000人は出先機関及びコミセン利用を想定）

来庁者割合：0.9%（窓口）、0.65%（窓口以外）

（窓口部門）

集中度（ α ）：一般事務所、美術館タイプ相当 $\alpha=30\%$

平均滞留時間（T1）：30分

滞留率： $\alpha \times 30/60$ 分=15%

来庁台数=所轄人口×来庁者の人口における割合÷自動車保有率（栃木県）

来庁台数=70,000×0.9%×15%÷1.55=61台

（窓口以外）

集中度（ α ）：30%

平均滞留時間（T1）：60分

滞留率： $\alpha \times 60/60$ 分=30%

来庁台数=70,000×0.65%×30%÷1.55=88台

※来庁者用駐車場=（窓口部門）+（窓口以外）≒150台

※参考『建築計画・設計シリーズ庁舎建設』市ヶ谷出版